

枚方市告示第 400 号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定の例による令和8年7月3日付けの配当計算書（謄本）及び充当通知書を地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により送達しようとしたが、送達を受けるべき者の所在が不明で送達することができないので、同法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る関係書類は、市民生活部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年7月17日

枚方市長 伏 見 隆

送達を受けるべき者

岩楯 真人